

神勞発雇均 0826 第 1 号
令和 2 年 8 月 26 日

各団体の代表者 殿

神奈川労働局長



10 月の「年次有給休暇取得促進期間」について

日頃から、労働行政の運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川県における年次有給休暇の取得率は、平成 30 年で 57.2%となっており、全国平均（52.4%）を上回るものの、政労使の合意に基づく「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成 19 年 12 月策定、平成 22 年 6 月改定）における目標値「2020 年（令和 2 年）までに 70%」を大きく下回っています。

年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられるとともに、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日閣議決定）において、「観光先進国」に向けて、働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇の取得を一層促進させることとされるなど、年次有給休暇の取得促進は重要な課題となっています。

一方、現在の新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度の導入や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

このため、厚生労働省及び神奈川労働局では、次年度の年次有給休暇の計画的付与制度について、労使で話し合いを始める前の時期である 10 月を「年次有給休暇取得促進期間」と定め、広報活動を行っています。


つきましては、上記の趣旨を御理解の上、「プラスワン休暇」や年次有給休暇の計画的付与制度の活用等年次有給休暇の取得促進に関し、同封のポスター及びリーフレットの活用並びに貴団体広報誌やホームページへの掲載等により、貴団体会員等への周知について御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、広報誌等への周知記事の掲載に当たりましては、別添文例を作成いたしましたので、御活用していただくとともに、掲載された場合には、写しを担当宛てに送付いただければ幸甚に存じます。

〔 担当 雇用環境・均等部企画課
電話 045-211-7357 〕

(文例1)

働き方の新しいスタイル



テレワークや
ローテーション勤務

時差通勤で
ゆったりと

オフィスは
ひろびろと

会議は
オンライン

対面での打合せは
換気とマスク

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。
～新しい働き方・休み方を実践する第一歩として
「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！～

事業主の皆様へ


10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化に資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

詳しくは、神奈川労働局雇用環境・均等部企画課にお問い合わせください。

(文例2)

働き方の新しいスタイル



テレワークや
ローテーション勤務

時差通勤で
ゆったりと

オフィスは
ひろびろと

会議は
オンライン

対面での打合せは
換気とマスク

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。
～新しい働き方・休み方を実践する第一歩として
「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！～

事業主の皆様へ

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化に資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度（※2）の導入が効果的です。

詳しくは、神奈川労働局雇用環境・均等部企画課にお問い合わせください。

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が平成30年では4.7ポイント高くなっています。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。